



マイナンバー制度が 社会保障・税番号制度 始まります

問 住民会計課 ☎66-2111 内線121

10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。マイナンバー制度が、どんな制度で、どんなメリットがあるのか、ご紹介します。

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。

住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。

どんな制度なの？

マイナンバー制度は、住民票を有するすべての人に12桁の番号を付与し、社会保障、税、災害対策の分野で情報を連携させることにより効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。また、法人にも法人番号が付与されます。

マイナンバーはいつ通知されるの？

10月から、住民票を有する町民の皆さん一人一人に、12桁のマイナンバーをお知らせする「通知カード」を郵送します。原則、住民票の住所に「通知カード」を送付します。通知を確実に受け取るため、現住所と住民票の住所が異なる人は、お住まいの市区町村に、住民票の異動をお願いします。

※次の理由で、住民票の住所で「通知カード」を受け取る事ができない方は、9月25日までに住民会計課に届け出てください。【理由】一人暮らしで長期入院・入所者など

■平成28年1月から、希望者に「個人番号カード(顔写真付きのICカード)」を交付します。一緒に送付します。

マイナンバーはどんな場面で使うの？

平成28年1月以降、順次、社会保障や税、災害対策の行政手続でマイナンバーの提示が必要になります。なお、マイナンバーは、法律や自治体の条例で定められた手続きでしか使用することができません。

民間事業者の対応は？

マイナンバーは生涯使うものであり、通知カードの紛失などによりマイナンバーが漏えいして不正に使われる恐れがある場合を除いて、生涯変更されませんので、大切に取扱うようにしてください。なお、他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供した場合は処罰されることがあります。

個人情報の保護は？

マイナンバーを含む個人情報の保有・利用に当たっては、番号利用法に基づき取り扱うとともに、利用方法やリスク対策などを事前に検討し、その保護が適切に実施されるようにします。

- 1 公平・公正な社会の実現**
給付金などの不正受給の防止
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。
- 2 国民の利便性の向上**
面倒な手続きが簡単に
申請時に必要な課税証明といった資料の添付を省略できるようになります。
- 3 行政の効率化**
手続きが正確で早くなる
行政機関、地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

マイナンバー 3つのメリット

マイナンバー制度 今後の流れ

事前準備

住民票の住所を確認
■現住所と住民票の住所が異なると、番号の通知が受け取れない可能性がありますので、事前に確認しておきましょう。

10月から

住民票の住所に「通知カード」が届きます
■「通知カード」は簡易書留で届きます。
■「通知カード」には、個人番号(マイナンバー)が記載されていますので、大切に保管してください。



個人番号カード申請

■「個人番号カード」の交付を希望する方は、同封の「個人番号カード交付申請書」に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投函します。スマートフォンでオンラインによる申請もできます。

平成28年1月から

交付通知書(ハガキ)が届いたら、役場窓口で「個人番号カード」を受け取ります
■身分証明書として使用できるほか、e-Taxなどの電子申請などが行える電子証明書も標準搭載されます。
■「住基カード」は有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。



マイナンバー制度の詳細はこちら

- 内閣官房や政府広報オンラインのホームページをご覧ください。
- お問い合わせはコールセンターへ ☎0570-20-0178 (全国共通)
【受付時間】月～金 9時30分～17時30分 ※祝日は除く
※10月から平成28年3月までの半年間は、月～金の開設時間を20時まで延長します。また、年末年始を除く土、日、祝日も17時30分まで開設予定です。

マイナンバー